

質問No.3	財務状況について
質問内容	<p>旧制度の特例民法法人である当財団は、平成24年9月一般財団法人への移行に際し、約37億円余を公益目的財産額とする公益目的支出計画を定め、神奈川県のご認可を受けており、現在（令和元年度～）、スポーツ・文化振興事業や市への寄附等により1億円を超える公益目的支出を行っています。</p> <p>指定管理事業者選定において、財団の財務状況を評価する場合、公益目的支出会計（実施事業等会計）を除いた、収益事業等会計で評価していただけるのかご教示いただきたい。</p> <p>なお、当財団は令和元年度には、収益事業等会計において黒字に転じ、令和2年度は法人全体も黒字となっております。</p> <p>※公益目的支出計画とは 一般財団又は一般社団への移行認可を受ける法人は、「従来の法人が税法上の優遇などにより内部留保した財産を公益の目的のために支出して零にする計画（公益目的支出計画）を作成しなければならない」と定められている。</p> <p>シティサポートよこすかは、財団法人横須賀市都市施設公社から一般財団法人へ移行する際、公益目的財産額に相当する約37億2,600万円を公益目的事業である「実施事業等会計」で支出することにより、平成24年9月19日付けで神奈川県から認可を受けた。その後、公益目的支出に新たなスポーツ・文化振興事業の実施、市への寄附（特定寄附）などを位置付け、令和元年9月1日付けで神奈川県から公益目的支出計画の正式な変更認可を受けた。</p>
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P11 7 選考基準 1 基礎項目評価 (1)財務状況
回答	<p>申請団体の財務状況審査は、税理士等を専門委員に委嘱して実施します。</p> <p>申請団体が指定期間を安定的に管理することができる財務的な能力があるかどうかについて、申請団体から提出を受けた審査に必要な書類に基づき専門的見地から総合的に審査します。</p> <p>申請団体の経営状況を説明する上で必要な情報でしたら、財務審査に必要な書類の補足説明資料として提出してください。</p> <p>このことは、申請団体が望む評価を保証することにはなりませんので、あらかじめ御承知おきください。</p>